四国森林管理局　四万十森林管理署森林位置図　第１葉(全５葉)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。　（承認番号　平21JHR、第554号）」

令和8年度　四万十森林管理署　立入制限区域図（R8.10更新）
（銃器の使用を制限する区域図を兼ねる）
（宿毛市、四万十市、黒潮町）

愛媛森林管理署

黒尊森林事務所管内

西土佐奥屋内

西土佐口屋内

川登森林事務所管内

中村森林事務所管内

楠山森林事務所管内

浮鞭森林事務所管内

四万十森林管理署

立入制限区域　表示凡例	
国有林野	林班番号
官公造林地	林班番号
事業実施区域、第三者権利区域	
捕獲事業（わな）実施区域	
一般利用区域	
鳥獣保護区	
図面参照区域外	

～狩猟者・有害鳥獣捕獲者の立入禁止について～

○事業実施区域（販売事業（立木、副産物）、請負事業（素材生産、造林、治山、林道等）、委託事業（収穫調査、巡視、測定等）、直営事業（収穫調査、巡視等）及び他省庁事業の実施箇所(予定地を含む。))、第三者権利区域（契約等により権利者が存在する分収林・共用林野・貸付地等 ）（**赤色記載**）には、事故防止の観点から関係者以外の立ち入りを制限しています。

○捕獲事業（わな）実施区域（**オレンジ色記載**）には、事故防止の観点から関係者以外の立ち入りを制限しています。

○一般利用区域（レクリエーションの森等）（**青色記載**）には、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした立ち入りを禁止しています。その他、一般者の森林利用が見込まれる登山道、遊歩道、林道についても、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした立ち入りを禁止しています。

1：50,000

等高線の間隔は20メートル

平成23年度調製　四国森林管理局